

ESGに関する取組み状況

令和5年12月4日
国家公務員共済組合連合会

1. 積立金運用におけるESGの取組み状況

① アクティブ運用に関する取組み(委託運用／内外株式・外国債券)

- 令和3年4月より、全資産においてESGファンドのマネージャーエントリーを受付中(国内株式に採用実績あり)
- 運用受託機関に対してエンゲージメント(投資先企業との対話)の状況を定期的にモニタリング
- 令和3年度より、個別ファンドに対する総合評価の項目に「ESG要素の考慮状況」を新設
- ESG指数のパフォーマンスについてモニタリングを行い、活用可能性や効率性について情報収集を継続中

(参考)外国債券アクティブ運用におけるグリーンボンド等の保有状況

種類	発行体(例)	保有額			
		令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
グリーンボンド	イギリス、フランス、イタリア、ネクステラ・エナジー	4億円	13億円	75億円	85億円
ソーシャルボンド	欧州連合、ヴォノヴィア、アライド・アイリッシュ銀行	2億円	1億円	12億円	26億円
サステナビリティボンド	タイ、アジアインフラ投資銀行、サザンカリフォルニアエジソン	1億円	1億円	9億円	27億円
合計	-	7億円	15億円	96億円	138億円

1. 積立金運用におけるESGの取組み状況

② パッシブ運用における取組み(委託運用／内外株式・内外債券)

- 政策ベンチマークに追随することが目標であるうえで、ESG要素も考慮するよう、すべての運用受託機関に対して要請
- 運用受託機関に対してエンゲージメント(投資先企業との対話)の状況を定期的にモニタリング
- 外国債券運用において国際機関の発行するグリーンボンド等を購入できるよう、令和3年3月に運用ガイドラインを変更

(参考)外国債券パッシブ運用におけるグリーンボンド等の保有状況

種類		発行体(例)	保有額			
			令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
グリーンボンド	国債	フランス、カナダ、シンガポール	17億円	101億円	162億円	270億円
	国際機関債	欧州投資銀行、アジア開発銀行				
ソーシャルボンド		欧州連合、アフリカ開発銀行	-	20億円	59億円	75億円
サステナビリティボンド		国際復興開発銀行、米州開発銀行	-	67億円	168億円	228億円
合計		-	17億円	188億円	389億円	574億円

1. 積立金運用におけるESGの取組み状況

③自家運用における取組み(国内債券)

- 退職等年金給付積立金の運用において、通常債と同様の条件であれば、グリーンボンド等を前向きに購入
- 令和3年度末に415億円から令和4年度末に482億円と、着実に残高を積み上げ

(参考)退職等年金給付積立金におけるグリーンボンド等の保有状況

種類	発行体(例)	保有額			
		令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
グリーンボンド	住宅金融支援機構、成田国際空港	92億円	102億円	102億円	104億円
ソーシャルボンド	東日本高速道路、国際協力機構、 福祉医療機構、中部国際空港、 西日本高速道路、首都高速道路	199億円	249億円	292億円	366億円
サステナビリティボンド	鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 沖縄振興開発金融公庫、都市再生機構、 国際協力機構	33億円	39億円	51億円	95億円
合計	-	324億円	390億円	445億円	565億円

(注)国際協力機構は令和5年度よりサステナビリティボンドとして発行している。(令和4年度まではソーシャルボンドとして発行)

2. ESG推進活動

① TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同

- アセットオーナーの立場から、気候関連情報の開示を促進すべく、令和3年5月にTCFDへの賛同を表明
- 投資先企業の情報開示の状況については、運用受託機関に対してエンゲージメント(投資先企業との対話)の状況を定期的にモニタリング

(参考)気候変動関連の対話の好事例

ESG経営に関心のなかったメーカーに対して、気候変動への対応を含む広範囲なESG項目に対して多くのベストプラクティスを紹介しつつエンゲージメントを実施し、TCFDの賛同およびTCFDに沿った気候変動関連データを開示することの必要性を伝える対話を行った。

⇒ 対話の効果: 同社はTCFDの賛同を発表し、有価証券報告書にはTCFDに沿った開示をした。また、外部ESG評価機関の同社に対する格上げも行われた。

② PRI(責任投資原則)への関与

- 原則として、PRIに署名しているマネージャーを採用することを公表している。
- PRI事務局・署名機関と対話しながら幅広く情報収集を継続し、PRI署名に向けて準備中

運用マネージャーの採用基準について(公表文書)

1. 信託銀行又は投資一任契約に関する投資運用業を営む登録会社であること
2. 会社経営が安定的であること
 - ①業績: 良好であること
 - ②財務状態: 健全であること
- ~
8. 過去5年間重大な不祥事を起こしていないこと
9. 原則として、責任投資原則(PRI)に署名していること

2. ESG推進活動

(参考)運用受託機関に対して昨今の性加害問題やいじめ自殺問題における見解について質問

■ 運用受託機関に対する人権・ガバナンスについての質問事項 (10月13日送付)

【質問事項】

ここもとジャニーズ事務所の性加害問題や、宝塚歌劇団のいじめ自殺問題がメディアで取り上げられておりますが、アセットマネージャーとしてこれらをどのように解釈し、今後行動しようとしているのか、ご説明ください。

外国資産のマネージャー各社は運用に直接関係しませんが、児童虐待等に対する見解をご教示ください。

<補足説明>

ジャニーズ事務所、宝塚歌劇団とも非上場ながら、ジャニーズ事務所は大手企業がタレントを起用（多額の広告料が大手企業からジャニーズに支払われていること）、宝塚歌劇団は上場企業である阪急・阪神HDと深い関係があることから、見解をお伺いするもの。